（日本年金機構法の一部改正）

第三十条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「及び附則第十八条第一項」を「並びに附則第十八条第一項及び第二項」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）」を「、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「船員保険法若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」を「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」を「、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改め、「及び附則第十二条第一項」を削り、「とする」を「と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

附則第七十五条及び第七十六条を削り、附則第七十七条を附則第七十五条とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）

第三十一条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第十七条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第十八条第一項第一号及び第五号中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　旧児童手当法との関係

第十九条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条第一項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法第五条第一項」を「旧児童手当法第五条第一項」に、「同法の規定」を「旧児童手当法の規定」に、「同法第十八条」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条」に改め、同条第二項中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に、「同条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第三項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

第二十一条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第三条第三項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号及び次号において「旧児童福祉法」という。）」に、「同法」を「旧児童福祉法」に改め、同項第二号中「児童福祉法」及び「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

第十七条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第十八条第一項第一号及び第五号中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　旧児童手当法との関係

第十九条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条第一項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法第五条第一項」を「旧児童手当法第五条第一項」に、「同法の規定」を「旧児童手当法の規定」に、「同法第十八条」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条」に改め、同条第二項中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に、「同条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第三項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

第二十一条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第三条第三項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号及び次号において「旧児童福祉法」という。）」に、「同法」を「旧児童福祉法」に改め、同項第二号中「児童福祉法」及び「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

第十七条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第十八条第一項第一号及び第五号中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　旧児童手当法との関係

第十九条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条第一項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法第五条第一項」を「旧児童手当法第五条第一項」に、「同法の規定」を「旧児童手当法の規定」に、「同法第十八条」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条」に改め、同条第二項中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に、「同条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第三項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

第二十一条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第三条第三項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号及び次号において「旧児童福祉法」という。）」に、「同法」を「旧児童福祉法」に改め、同項第二号中「児童福祉法」及び「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

第十七条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第十八条第一項第一号及び第五号中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　旧児童手当法との関係

第十九条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条第一項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法第五条第一項」を「旧児童手当法第五条第一項」に、「同法の規定」を「旧児童手当法の規定」に、「同法第十八条」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条」に改め、同条第二項中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に、「同条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第三項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

第二十一条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。